

金パラ（歯科用金属）算定式の謎

もう、今年も夏本番で、秋の歯科用金属の償還価格の動向、（金パラの公定価格は上がるのか？）が、取りざたされています。

今年の1月から6月までの加重平均素材価格が、改定の元となると考えていますがどうなるのでしょうか。

さて、以前から、別添6：歯科用金属の算定式は、ドウモおかしいと述べてきましたが。

この随時改定時における算式は、答えが不明です、その、オカシナ謎を、探してください。

ヒント：それぞれに単位を付けて考えて見ましょう。

特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について

（平成20. 2. 13 保発0213003：別添その6）

2 随時改定時における算式

〔当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格〕 + 〔補正幅 × $1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率}$ 〕

補正幅 = $X - Y$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

（注）上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

0. $9 \leq 2$ により算定される額 / 当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格
1. 1

答えは、

〔当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格〕 + 〔補正幅 × $1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率}$ 〕

下線の部分、次のような式でないと消費税率だけが出てきて 単位が円になりません。

〔当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格〕 + 補正幅 × 〔1 + (1 + 地方消費税率) × 消費税率〕

どうでしょうか？判っていただけますか？

グズ